

委員質問・意見等への回答

刈 羽 村

第 121 回定例会（7 月 3 日）受付分

● 規制委員会・県・市・村と東電 に対する質問

3. 11 の福島第一原発において、あってはならない過酷事故が発生し、当時の東京電力の社長が「福島第一原発」から社員の全員撤退を命じたと報道され、国会事故調査報告書も、清水社長が求めたのは「全社員撤退」か？「一部社員の撤退」か？が問題となった。

原発の場合は、一般の工場等の生産設備と違って、いかなる過酷な事故であろうとも、その作業が専門性を有することから、軍人・警察官・消防士のように職務遂行のためには生命を危険にさらすということを前提としなければ、市民の生命・財産は守ることができないと考えます。

そこで、今回、規制委員会において、原発の新基準ができたわけであるが、その新基準の中に、東電の社員及び東芝・日立等原発のメンテナンスの作業に係わる人々の「労働契約」は、警察官・消防士などのように職務遂行のためには生命を危険にさらすことを前提とした労働契約が盛り込まれているか？否かについて、お聞きしたいと思います。

新基準に盛り込まれていないなら、今後、これらに対して如何に対処してゆくのかお聞かせ願いたい。

もし、職務遂行のために生命を危険にさらすことを前提とした労働契約がなされないような、原発運用組織（東京電力及び東芝・日立等原発のメンテナンスの作業に係わる全ての組織）ならば、市民はこれらの組織に原発の運転を任せることができないと考えます。

よって、運転を任せるに適した組織が存在しないならば、原発の再稼働・設置を許してはいけな
と考えますが、何よりも国民の生活・財産を守ることを第一義としている規制委員会、新潟県、柏崎
市、刈羽村はどのように考えるか明確に答えていただきたい。

～ 以下 省 略 ～

回 答

自衛隊の責務は、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえること」としており、職務遂行のために危険を顧みないこととしています。

原子力事業者においては、原子力災害対策特別措置法でその責務が定められ、「原子力事業者は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責任を有する。」ものとしています。

福島事故直後、東京電力の現場対応においては、多くの社員が家族の安否確認ができない状況の中、当日勤務でなかった社員も駆けつけ、復旧作業を行いました。特に、ベント作業においては、線量が高く、蒸し暑く、照明がない暗い中での厳しい作業であり、職務遂行のために生命を危険にさらしての作業となりました。

このような過酷事故であっても、東京電力は、原子力災害の拡大防止と原子力災害の復旧に対して、誠意をもって必要な措置を講じ、責務を全うしているものと考えます。

最善の結果を得るために最大限の努力をするという使命感が、どんな職種においても大事なことです。

使命感が醸成されるのは、契約にあるからというだけではないはずです。

やっかいな伝染病に対処する医療現場など、どのような職場でも危険に立ち向かう場面はあります。危険を顧みないことと無謀は違います。

中越沖地震の後に、長崎排水路の点検に職員が入りました。どんな気持ちで向かったか想像できますか？

労働契約ではありません。公に奉仕する覚悟が動かすんです。